

平成19年（ネ）第5840号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 小崎令子 外39名

被控訴人 西東京市

準備書面（1）

2008年（平成20年）3月24日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

清水

勉

同

増田利昭

昭

同

佐渡島

啓

同

結城大輔

輔

同

富田千鶴

鶴

同

鈴木雅人

人

同

関口正人

人

第1 控訴人らの主張

被控訴人の答弁書「第3 控訴理由書に対する反論等」は、主に、2008年（平成20年）3月6日の最高裁判所第三小法廷判決に依拠しているので、以下、最高裁判決について検討する。

1 実情認識を欠いた最高裁判決

2008年（平成20年）3月6日、最高裁判所第三小法廷において住基ネットを合憲とする判決が出た。

しかし、現在行われている、社会保障番号、社会保障カードに関する検討、議論の内容と比較すると、住基ネット、住民票コードを制度化した当時の政府や国会、社会は、インターネット社会の利便性に必然的につきまとうプライバシー侵害の危険性についてきわめて無知であり、「ルールさえ作れば人はそれを守るもの」という性善説の前提に立っていた。しかも、市町村、都道府県、国の行政機関等それぞれのレベルにおける費用対効果の検討もほとんど行われていなかった。国民にとって利用度が低く、利便性を実感できない制度が無駄であることは、人が殆ど住んでいない島に数十億円をかけて橋をかけたり、利用者がほとんどいない町や村に立派な公会堂を建てたりするのと、何ら違いはない。

最高裁判決は、コンピュータネットワーク社会にはおよそ時代遅れのプライバシー論に立ち、住基ネットの有用性についてもセキュリティについても無責任きわまりない空虚な判断をしている。このような考え方に立って日本がコンピュータネットワーク化を進めてゆくなら、世界に先駆けてプライバシー喪失社会が実現するに違いない。

2 4情報と秘匿性の高い情報との比較論

最高裁判決は、「4情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、・・・個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。」（10頁）としている。

これはこれまでの判決でもよく指摘されていた、4情報と秘匿性の高い情報との比較論である。

しかし、この点については、控訴理由書6～7頁に指摘したとおり、個人識別情報と個人の内心等に関する情報との関係は、金庫の鍵と金庫の中身の関係にあるのであって、金庫の中身は大事だが、金庫の鍵は大事ではない、という関係は成り立たない

はずである。住民票コードは特定の個人の情報の“万能の合鍵”になる性質のものとして問題なのである。

最高裁判決は「個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報」という言い方をしているが、そこでは特定の個人が識別できることを前提とした立論であって、個人が識別できなければ「秘匿性の高い情報」になり得るはずがない。個人が識別できなくても「秘匿性の高い情報」だというのであれば、医学論文も判決も公表することはできない。

答弁書にはこの点に関する認否反論がない。

3 住民サービスの向上と行政事務の効率化

最高裁判決は、「前記認定事実によれば、・・・住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものということができる。」（10頁）としている。

しかし、自治事務（地方自治法2条8項）の住基ネットにおいては、住民サービスの向上も行政事務の効率化も個々の自治体について実情を確認し判断すべきであって、一般的抽象論で決め付けるべき事柄ではない。市町村ごとに実情は異なるし、都道府県の立場、国の行政機関等の立場でも異なる。それぞれの利便性の中身や人的・経済的負担が異なり、法的責任も別であるから、これらを一律に判断することは暴論である。しかるに、最高裁判決では、各自治体の実情について全く言及していない。それでいながら、上記のような結論を導くのは、証拠に基づかない事実の認定である。

この認定は現実離れしており、少なくとも西東京市には当てはまらない。

すなわち、「前記認定事実」は2(2)（7頁）を指しているものと考えられるが、2(2)で指摘する①付記転入届は西東京市ではほとんど利用されていない。②の全国どこでも住民票が取得できるというサービスもほとんど利用されていない。③の行政手続における住民票の写しの提出の省略化は、対象とされる行政手続が非日常的なものばかりなので（例えば婚姻届と離婚届を日常的に提出する人などいない。パスポート申

請にしても同様である。)、住民としては利便性を実感できず、ほとんどの人にとってはどうでもよい、ほかにより有意義な公金の使い方があるのならそちらに使ってもらった方がよい、という程度の利便性でしかない。

最高裁判決は続けて、「上記①～③に対応して、住民票の交付事務等に伴う負担の軽減及び行政経費の削減を図ることができるなどの利点がある。」(7頁)と認定している。このような事実認定をするには、当該自治体における住基ネットの導入・維持管理コスト、担当職員の精神的負担の重圧化と、軽減された住民票の交付事務等に伴う負担内容、削減された行政経費とを対比する必要がある。しかるに、最高裁判決ではそれをしていない。

「正当な行政目的の範囲内で行われている」という言い方をしているが、費用対効果の原則(地方自治法2条14項、地方財政法4条1項)は地方自治体の財政運営にとってきわめて重要な原則であって、最高裁がこの原則を無視して、このような正当化評価をすることはきわめて問題である。本件においては、西東京市における費用対効果を踏まえて正当性が判断されるべきである。

要するに、人権の制約原理である「公共の福祉」の内容について合理的な説明がないということである。

4 本人確認情報の適切な取扱を担保するための制度的措置

最高裁判決は、都道府県単位で設置されている本人確認情報保護審議会、指定情報処理機関(地方自治情報センター)に設置されている本人確認情報保護委員会の存在をもって、「本人確認情報の適切な取扱を担保するための制度的措置」(11頁)と位置づけているが、実際にどのようなことをしているかについては全く言及していない。実際には長野県本人確認情報保護審議会(長野県ホームページ参照)を除けば、最高裁判決が指摘するような活動はどこもしていない。しているということであるならば、具体的に主張立証されたい。

最高裁判決の「本人確認情報の適切な取扱を担保するための制度的措置」という指

摘が単にそのようなものがあるということをしていて、その具体的な活動内容も知らないし、何もしていなくてもよいということであれば、無責任極まりない暴論である。

5 住基ネットのセキュリティ

最高裁判決は、2(3)において、「技術面では・・・、人的側面でも・・・実施されており、現時点において、住基ネットのセキュリティが不備のため本人確認情報に不当にアクセスされるなどして本人確認情報が漏えいする具体的な危険はない。」(7頁)と指摘するが、これは問題の理解を欠いた判断である。

本人確認情報が、最高裁判決が言うところの住基ネットの仕組みの中だけで作られ、そこだけで送信し合い、利用されるものであるならば、「住基ネットのセキュリティ」だけを考えればよい。しかし、実際には、本人確認情報は住基ネットの中だけでなく、既存住基システムの中にもある(住基法7条参照)。それを盗まれて(と言っても、物理的になくなるわけではないので、すぐにだれもが気づくこともない。)しまえば、住基ネットのセキュリティがいくら「完璧」であっても無意味なのである。また、市町村における住基ネットの維持管理は民間企業が行っており、市町村の担当職員のみならず担当課長も首長も技術的なことをほとんど理解さえしていないというのが実情である。そういう人達が民間企業の作業員を監視するという制度を作ったところで実行できないのは明らかである。

このような構造になっていることと実情こそがいちばんの問題なのであって、この点を無視して、「本人確認情報が漏えいする具体的な危険はない」と断定するのは、現実を直視しようとしないうる無責任のきわみである。

控訴人らが愛南町等の事案を問題視するのもこのような観点からであって、「既存住基システムと住基ネットは区別すべきだ」などという言い分(答弁書6頁以下)は屁理屈以外のなにものでもない。

6 住民票コードの流出について

住民票コードは他の個人識別情報とセットになることによって、個人識別手段としてきわめて便利な制度である。

人は日常生活で出会う圧倒的多数の人との関係で、とくに知られたくない人との関係で、自分の氏名・性別（多くの場合は外見で判別できるが）・生年月日・住所を知らせないで生活している。それは知らせる必要がないからであり、知らせたくないからでもある。

同一の住民票コードが存在しないことから、住民票コードを他人に知られるということは、他の個人識別情報を取得される極めて有力なきっかけ（“万能の合鍵”）を与えることになるということである。被控訴人は「住民票コードの流出が、直ちに住民らのプライバシーが侵害される現実的、具体的危険性を生じさせるものではない。」

（8頁）と主張するが、これは果たして本人確認情報に関する守秘義務（住基法30条の31、42条）を負う西東京市の本意なのだろうか。このような情報流出による被害はいつどのような形で起こるかわからないところに怖さがあるのである。控訴人はそのような実情を全く無視している。あまりにも無責任である。

控訴人は、愛南町などで住民票コードの変更を希望する住民（住基法30条の3）には応じたという指摘をしている（8頁）が、裏返せば、問題意識の低い住民は保護されない、無知は被害を受けても構わないという仕組みになっていることについて、被控訴人としては「そういう仕組みでよい」という評価を下しているということである。

第2 求釈明

- 1 控訴人らは控訴理由書で、社会保障番号制度、社会保障カードについて言及したが、被控訴人の答弁書にはこの点に関する指摘がまったくない。被控訴人は、社会保障番号、社会保障カードは住基ネット、本人確認情報、住民票コードなどとはおよそ無関係だという認識なのか。

- 2 控訴人らは、控訴理由書6～7頁において、個人識別情報と個人の内心等に関する情報との関係について主張したが、被控訴人が引用する最高裁判決にも被控訴人の主張にもこの点に関する認否反論がない。改めて認否反論を求める。
- 3 被控訴人は「既存住基システムと住基ネットは区別すべきだ」と主張するが、被控訴人にとって重要なことは、住基ネットから本人確認情報が漏えいしないということさえ確保できればよいのか、本人確認情報というプライバシー情報が自治体から漏えいしないことなのか、明らかにされたい。
- 4 東京都本人確認情報保護審議会の活動内容を明らかにされたい。被控訴人にとって、東京都本人確認情報保護審議会は「本人確認情報の適切な取扱を担保するための制度的措置」として十分に機能しているか。十分に機能しているとすれば、その内容を具体的に明らかにされたい。
- 5 被控訴人は、「住民票コードの流出が、直ちに住民らのプライバシーが侵害される現実的、具体的危険性を生じさせるものではない。」(8頁)と主張するが、「直ちに」でなければどのような被害が生じても構わないという考えか。控訴人らは、このような情報流出による被害はいつどのような形で起こるかわからないところに怖さがあると考えているが、被控訴人においてはそのように考えていないのか。

以上